

## (2) 大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策

- 大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策として、認証評価機関等を通じて、①教育の質、②経営状況、③定員充足率、④情報公表を含むガバナンス体制等の観点についてより厳格に点検し、承認を得た大学に対して緩和策を適用するということも考えられる。
- 新たに大学を認可する場合は、現行の基準を適用し、完成年度以降緩和の対象としていくなどの方策を講ずるのも一案である。

## (3) 財政支援

### ① デジタル化対応への財政支援

- 情報インフラ整備のための基盤的な財政支援が継続的に行われるべき
- DXに関連する人材育成や先端的な教育プログラムの開発に対する公的支援が不可欠

### ② 学生に対する経済支援

- 「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」を継続的に措置していく必要がある。また、私立大学学生の経済的困窮を救うための要件の見直しが不可欠
- 中間所得層の学生に対する学びの支援を恒久的な国の支援制度として講ずるべき
- 学生の安定的な学びを保障するため、経済的に困窮する学生に対する通信利用料等の救済措置を継続すべき

### ③ リカレント教育推進に係る支援

- 受講する個人に対する受講費用の所得控除などの税制優遇措置や一定の出席率を前提とした給付金等の支給を講ずるべき
- リカレント教育を行う大学に対して、寄附を促進するための優遇税制などのインセンティブを整備すべき

### ④ 大学病院に対する支援

- 医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、大学病院に対する全面的支援をすべき

### ⑤ 学校法人に対する寄附促進

- 法人からの私立学校への寄附拡大のため、寄附者のインセンティブ拡充となる税制措置を導入すべき

## 3. 質向上のあり方

### (1) 学修成果の可視化

- 大学は、オンライン教育を含めたポストコロナの大学教育の学修成果の可視化の指標や測定方法について検討を開始する。

### (2) 情報公表

- 文部科学省は、オンライン教育に関する定義を明確にし、公表すべき情報について大学間に共通理解を形成する必要がある。
- 大学は、オンライン教育の急速な普及を受け、新たな学生支援の一つとして認識すべき「情報支援」の方針について検討したうえで、情報公表の指針を策定する必要がある。
- 大学は、授業料に関して人件費依存率等を含めた情報を積極的に発信し、社会の理解と支持を拡大する方策を検討する。

### (3) 内部質保証と認証評価

- 大学は、大学教育を取り巻く環境が急激に変化し、それに応じて運営方針を変更することが大学の社会的責任であることを認識し、自己点検・評価活動の必須要件に、「定期性」と「恒常性」に加えて、「迅速性」をもって対応できる体制を整備する。
- 大学は、学長ガバナンスのもとで全学的内部質保証システムを整備のうえ、機関別認証評価を積極的に活用し、個性と多様性を重視する私立大学の質向上の最も信頼できるエビデンスとする。

## 4. 授業料に対する考え方

- 国は、国立大学と私立大学に対する公的な財政支援の格差について抜本的な是正をすべきである。
- 現在の授業料の制度は、入学から卒業までの標準4年間学ぶための経費であり、年度均等性を図るような授業料設定となっている。今後、大学は、多様な学び方の学生間の公正性を図るために、従量制に基づく1科目当たり授業料の本格的な検討も視野に入れる必要がある。



日本私立大学連盟

# ミネルバ大学(Minerva University)

## 基本データ

「高等教育の再創造」を掲げるミネルバ・プロジェクトが、Keck Graduate Institute(KGI)をパートナーとして、2014年9月に開校したアメリカの私立大学。非常に新しい大学ながら、その独自の教育システムとレベルの高い学生の集まる環境から、国際的に注目を集めます。

### キャンパスのない大学

- 特定のキャンパスを持たず、全寮制のもと4年間で7都市を移動しながら学ぶ
- 1年目-サンフランシスコ(米国)
- 2年目-ソウル(韓国)、ハイデラバード(インド)
- 3年目-ベルリン(ドイツ)、ブエノスアイレス(アルゼンチン)
- 4年目-ロンドン(英国)、台北(台湾)
- 各都市で協働プロジェクトやインターンシップを経験し、実際に暮らす都市の状況に即した実践的な内容を学ぶことができる

### オンラインによるアクティブラーニング

- パソコンとインターネット接続環境があれば受講可能
- 1学級20名未満の少人数制、セミナー形式
- 学生同士のディスカッションを中心とした授業
- 企業や政府、自治体との協働プロジェクトを通じて課題解決の手法を学ぶ
- ICT技術の活用が学生の深い学びを可能に  
(例: 音声の自動テキスト化、パフォーマンス評価や学習データ分析などによる学生への迅速なフィードバック)

### 独自のカリキュラム

- 理解の幅と専門知識の深さのバランスがとれるように設計

#### 4つの「コア技能」

##### 【個人技能】

- 1.クリティカル(批判的)思考:どうすれば社会の重要な課題を発見できるか
- 2.クリエイティブ(創造的)思考:課題に対しクリエイティブな解を見つけるか
- 3.プレゼンテーション能力:解を実現可能なレベルに落とし込めるか
- 4.コミュニケーション能力:課題と解について人に上手く伝達できるか

### 独特の入試形式

- 定員ではなく、絶対評価により学生を選抜
- オンライン形式での試験実施

ミネルバ大入試の3部構成

パート1: (Who You Are)

…オンラインでのエントリー

パート2: (How You Think)

…出願者の「考え方」を問う独自の問題にオンラインで回答

パート3: (What You Have Achieved)

…課外活動等について、定量的に自己評価、自己アピール

- 一定の水準に達した学生は全員合格となるが、合格率は2%前後

# 世界のMOOCの現状と展望

- 世界のMOOC※の延べ受講者数は780万人、コースの数は9,400を超える。(潜在的には一千万人以上の受講者、ローカルなものを含めると1万以上のコースが存在。)
- MOOCで提供されている講義科目分野のバランスが良く、必ずしも専門家育成だけのためのコースが主流ではない。

※ MOOC(Massive Open Online Courses=大規模公開オンライン講座)：インターネット上で公開された、大学をはじめとする高等教育機関等の講座を、誰もが受講できる教育サービスのこと

【出典】H30.2.27中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革WG(第11回)  
飯吉透 京都大学理事補／高等教育研究開発推進センター長・教授 発表資料より抜粋

## 主要なMOOCの合計規模(米国・欧州)

	2019年	2020年
履修者数	120M	180 M
大学数	900大学	950大学
コース数	13.5K講座	16.3K講座
Micro-credentials	820コース	1180コース
MOOC Based Degree	50	67

## 新規登録者数

	2019年	2020年3月中旬から1月
coursera	8M	31M
edX	5M	10M

2020年3月中旬からの1か月で  
2019年1年分を超える登録者数を  
獲得(パンデミックの影響)

(参考値Class Centralより)

※なお、中国については、現時点で12500コース、受講者数2億人以上。教育部において国家卓越オンラインコースの認証を実施。その他、インド、韓国、タイ、台湾でも展開。

【出典】R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回)

白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長／早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋 42

## JMOOCについて

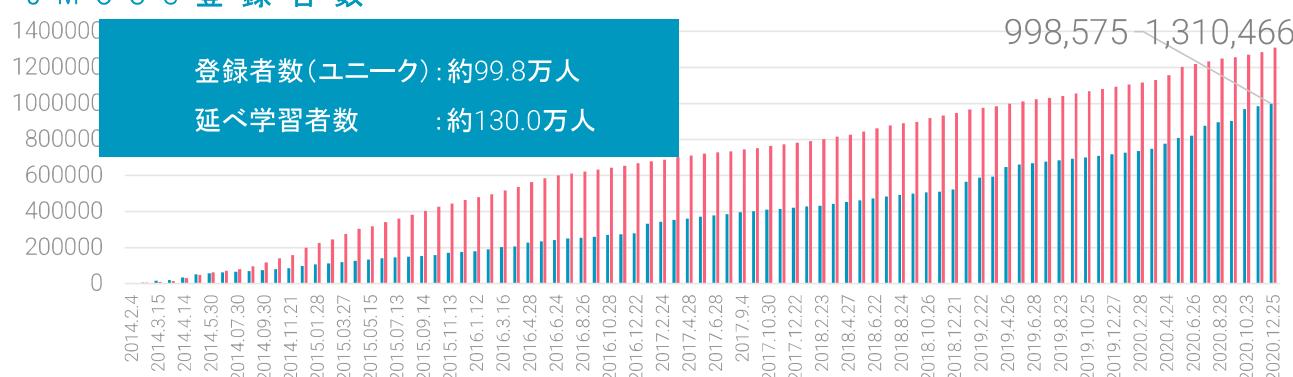
JMOOC(Japan Massive Open Online Courses)は、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会が運営する大規模公開オンライン講座。誰でも、どこでも、無料で受講可能。

### J M O O C 講 座 数

JMOOC公認プラットフォーム	OUJ-MOOC (放送大学)	gacco (NTTドコモgacco)	OpenLearning.Japan (NetLearning)	Fisdom (富士通)
開講中	0	5	6	29
募集中	0	9	2	2
終了	12	285	37	37
合計	12	299	45	45

### J M O O C 登 録 者 数

(2021.1.5時点) 総計460



【出典】R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回)  
白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長／早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋

# 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の 学生生活に関する調査（結果）

## 調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名

方法：国立教育政策研究所及び大学等の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、学生が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

## サンプル特性

- ①宣言地域内・外、②国・公・私・高専、③学生数の規模別（3段階）で層化し、学生数を比例配分することにより、約60校を抽出。各学校で、学部や学年のバランスを考慮し、50名程度を抽出し、調査を実施。
- 概ね、実際の学生数の比率に応じた割合で抽出。

### （1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

#### 「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京、埼玉、千葉、神奈川）及び1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）の11都府県

地域「内」	64.0%
地域「外」	36.0%

### （2）国公立大学・高等専門学校の別

国立大学	21.9%
公立大学	6.0%
私立大学	68.7%
高等専門学校	3.4%

### （3）学年

学部・短大1年（高専4年）	25.5%
学部・短大2年（高専5年）	26.3%
学部・短大3年	21.8%
学部4年	13.1%
学部5年以上	2.2%
大学院生	11.1%

その他、

・学部の割合は過去の調査と比較して、特段偏りなく抽出できている。  
・男女比も概ね均等。

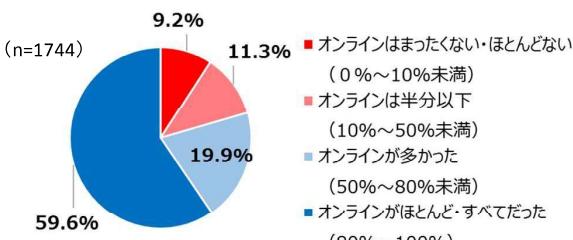
44

## オンライン授業について

- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割。**
- **全般的な満足度としては、不満に感じる割合より満足に感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられることや、自分のペースで学修できる**ことが多く回答された一方で、悪かった点として、**友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくい**などが多く回答された。

### （1）オンライン授業の割合（令和2年度後期）

以前実施した、令和2年度後期授業の実施方針における調査では、「ほとんど遠隔」と回答した大学等は約15%であったが、学生の履修した科目から見ると、ほとんどオンラインだった学生は6割にのぼった。



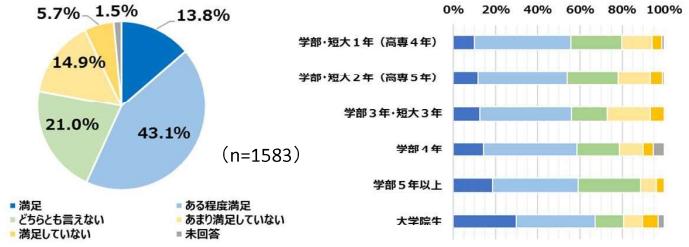
### （3）オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



### （2）オンライン授業の良かった点 ※複数回答



### （4）オンライン授業の満足度（左：全体、右：学年別）



その他、回答者の周りの学生の満足度についても質問したところ、「満足」及び「ある程度満足」の合計が37.9%であったのに対し、「あまり満足していない」及び「満足していない」の合計が24.6%。

理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関する課題等により不満を持つ学生もあり（満足していない：5.7%、あまり満足していない：14.9%）、オンライン授業の実施に当たっては、学生の声を丁寧に聞き、質の向上に努めることが必要。

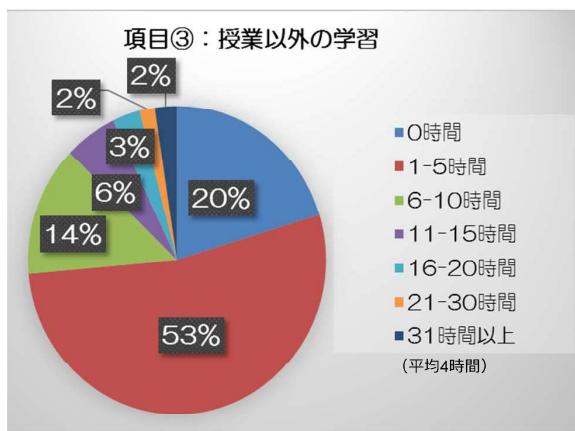
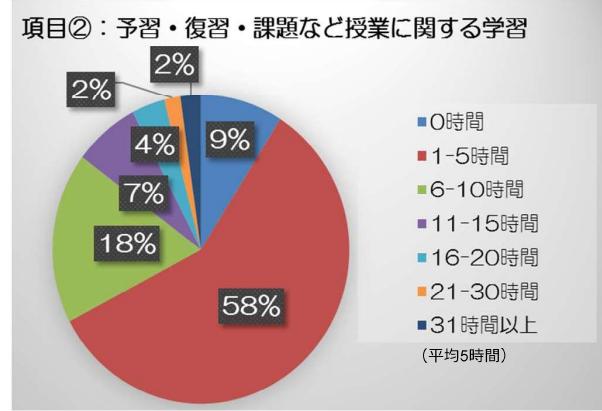
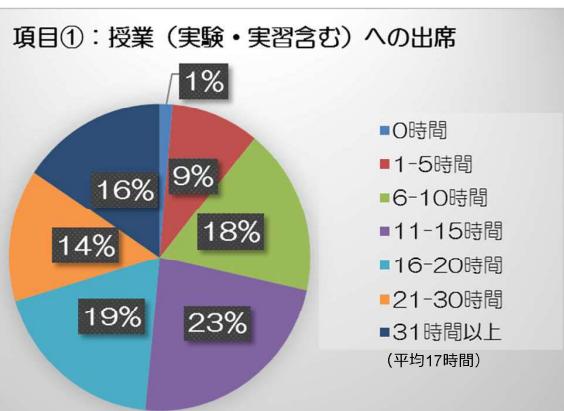
45

## (4) 学びの質と水準に関するデータ

46

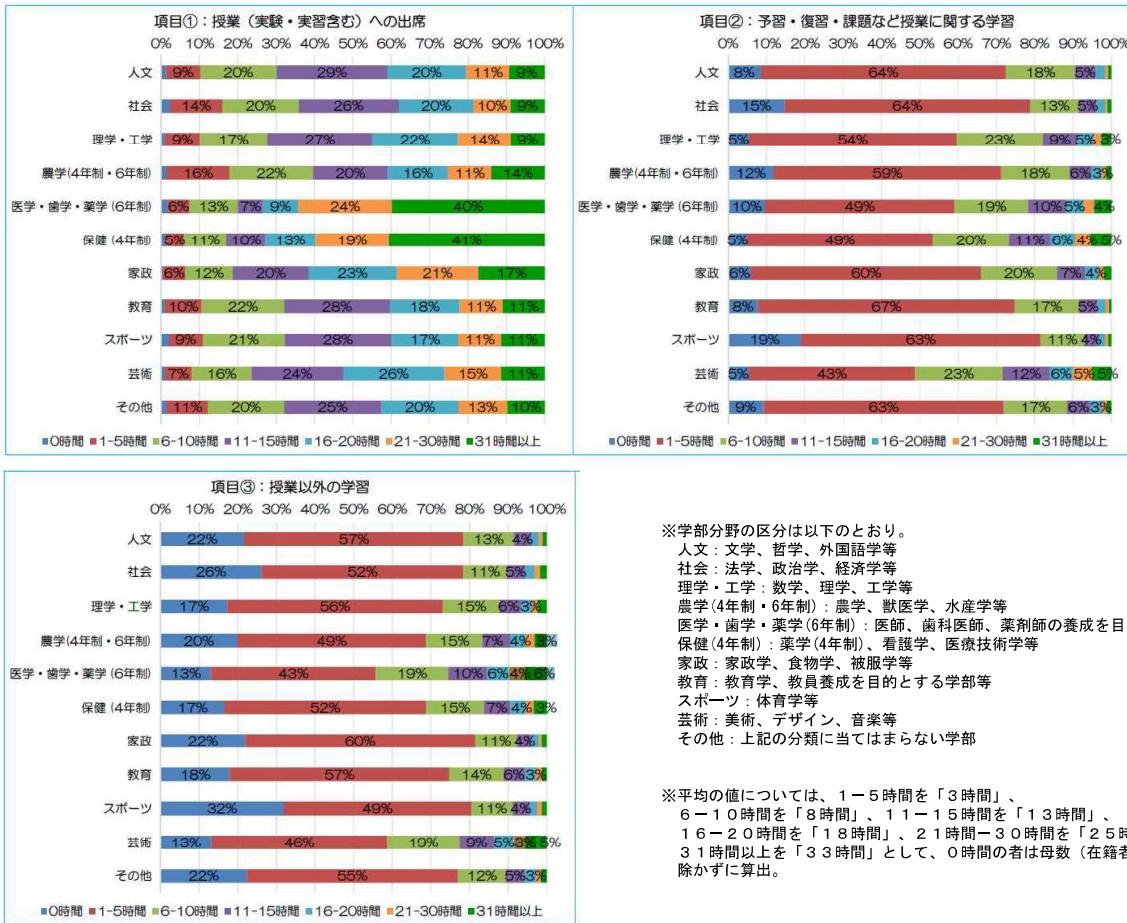
### 授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間 ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～

- 授業への出席は16時間以上が49%、授業に関する学習は5時間以下が67%。



※平均の値については、1-5時間を「3時間」、  
6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、  
16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、  
31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から  
除かずで算出。

## 授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間（学部分野別） ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～



※学部分野の区分は以下のとおり。

人文：文学、哲学、外国語学等  
社会：法學、政治学、経済学等  
理学・工学：数学、理学、工学等  
農学(4年制・6年制)：農学、獣医学、水産学等  
医学・歯学・薬学(6年制)：医師、歯科医師、薬剤師の養成を目的とする学部  
保健(4年制)：薬学(4年制)、看護学、医療技術学等  
家政：家政学、食物学、被服学等  
教育：教育学、教員養成を目的とする学部等  
スポーツ：体育学等  
芸術：美術、デザイン、音楽等  
その他：上記の分類に当てはまらない学部

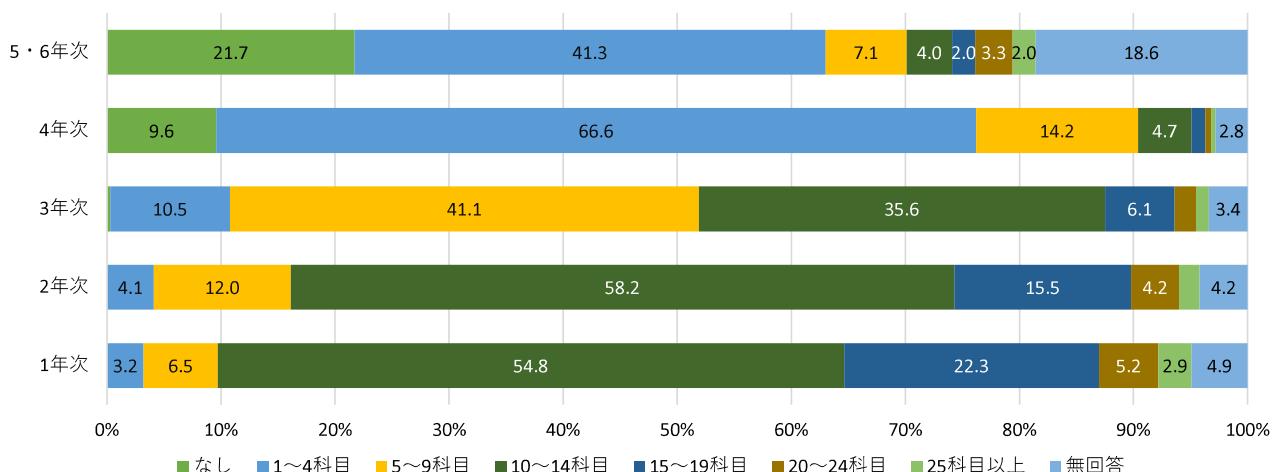
※平均の値については、1~5時間を「3時間」、  
6~10時間を「8時間」、11~15時間を「13時間」、  
16~20時間を「18時間」、21時間~30時間を「25時間」、  
31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から  
除かずして算出。

48

## 学年別の履修状況について

- 1年次及び2年次では「10~14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15~19科目」の学生が多くなっている(1年次2年次ともに最頻値は12科目)。
- 3年次になると履修科目数は「5~9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10~14科目」が35.6%を占める(最頻値は10科目)。
- 4年次(「医・歯・薬」を除く)になると最頻値は1科目(29.3%)であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出

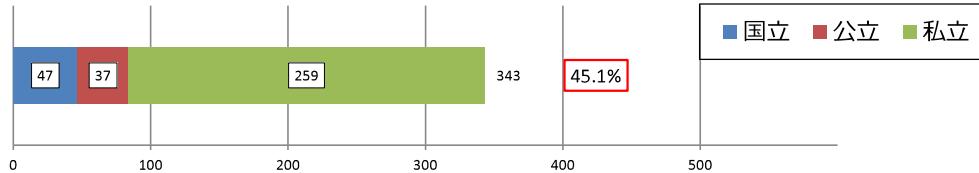


出典：国立教育政策研究所調査(平成28年度)より文科省で作成

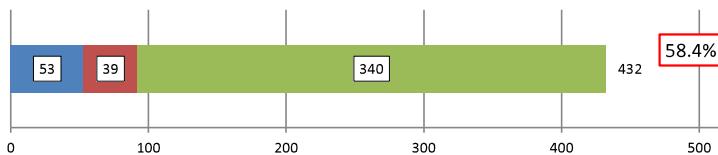
## 教育目標や学修成果を意識した教育の充実に関するデータ

- 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が約45%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約58%にそれぞれどまっている。
- 学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約54%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約52%にどまっている。

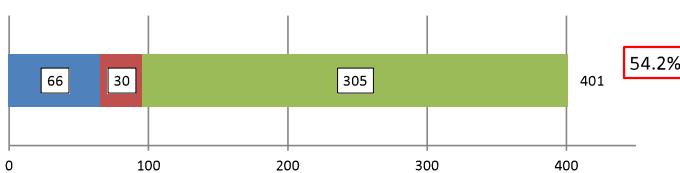
- 教学マネジメントとして、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会の設置



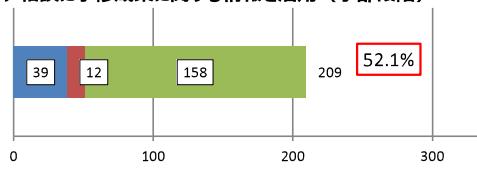
- シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載



- 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学（学部段階）



- 学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用（学部段階）



出典：大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）を基に作成。  
すべてのグラフについて、単位は（大学数）。

50

## 大学における教育内容等の改革状況について

### ○授業科目・教育課程の編成・実施関係

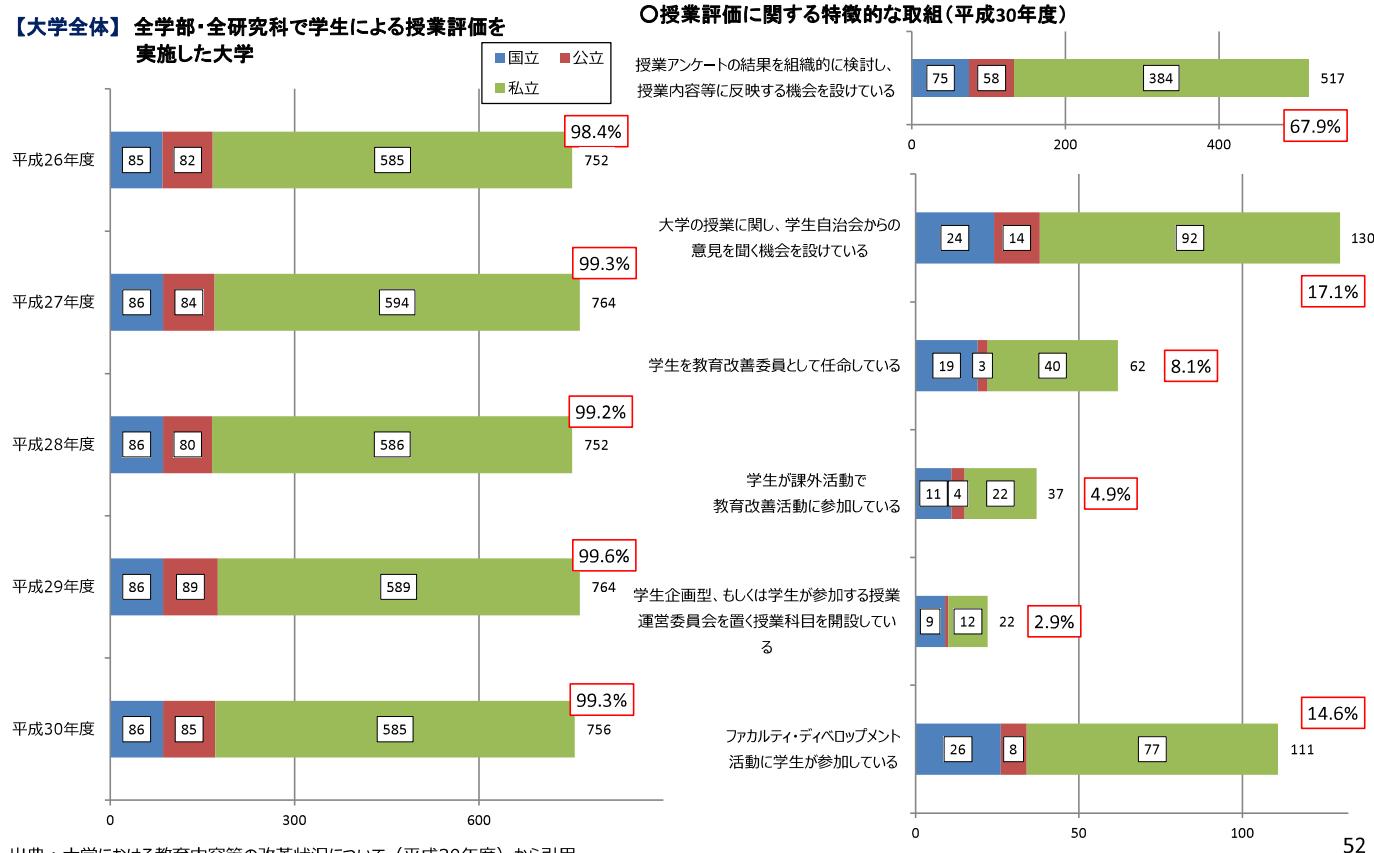
- ・ナンバリングを実施する大学:396大学(54%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学:563大学(76%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学:648大学(88%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際にしている大学:692大学(94%)
- ・大学全体を定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学:610大学(82%)
- ・TAを配置する大学:505大学(66%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学:310大学(41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学:432大学(58%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学:737大学(99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学:725大学(98%)
- ・シラバスに準備学習に関する具体的な指示を記載する大学:656大学(89%)
- ・シラバスに準備学習に必要な学修時間の目安を記載する大学:408大学(55%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学:728大学(98%)
- ・全ての科目について政令評価基準をループリックにより明示する大学:38大学(5%)
- ・一部の科目について成績評価基準をループリックにより明示する大学:194大学(26%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:281大学(38%)

### ○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

- ・GPA制度を導入している大学:702大学(95%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学:600大学(81%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学:187大学(25%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:631大学(85%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学:401大学(54%)
- ・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学:46大学(6%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:414大学(56%)

## 学生による授業評価の実施状況に関するデータ

平成30年度において、学生による授業評価を実施した大学は、国立86大学（100%）、公立85大学（100%）、私立585大学（約99%）、国公私立全体で756大学（約99%）となっている。



出典：大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）から引用。

### 3. 質保証システムの見直しに係る検討

## (参考)これまでの中央教育審議会における指摘等

### 「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月)

#### 第1章 基本的な考え方

##### 4 改革の方向性

以上のことと踏まえ、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

### 「中長期的な大学教育の在り方に関する第1次報告－大学教育の構造転換に向けて」(平成21年6月)

大学教育において保証されるべき質の対象には、学生、教育課程の内容・水準、教員、研究者、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など、様々な要素がある。

その上で、最終的に保証されるべきは、学生の学びの質と水準である。その保証はそれぞれの大学が責任を持つことが大前提である。

(略)

公的な質保証システムが担うべき役割は、各大学での自主的・自律的な取組を前提とし、それが実質的に機能するよう制度としてかくじつなものとすることである。

54

### 「中長期的な大学教育の在り方に関する第4次報告」(平成22年6月)

#### (大学教育の質保証)

…大学教育で保証されるべき質は、学生の学びの内容と水準であり、社会や学生のニーズが多様化・複雑化している中、その質を保証するため、以下の2つの観点を踏まえた施策や事業展開が重要と考えられる。

- ① 大学教育が、学位を与える課程(プログラム)として構成されることに着目した質保証。
- ② 各大学の個性・特色に基づく機能別分化の推進

### 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月)

#### (保証すべき教育の質)

…質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、ということを問い合わせ直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概に言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。

これらについては、高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

55

# 高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

## «学校教育法施行規則の改正»

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

### 大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

#### 大学教育の 質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化  
<PDCAサイクルの起点>

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

#### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的に組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

#### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

## «三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン»

### 各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針

#### （主な内容）

- 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程）を基本に、各大学が適切に判断。
- 各大学において、
  - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

56

## 教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

#### 教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線から学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るために教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（=教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照するに最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

#### IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SD・IR)



積極的な説明責任

# 教学マネジメントの確立に資する事例の把握等に関する調査研究

## 調査目的

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」での提言を踏まえ、中央教育審議会大学分科会では、令和2年1月に「教学マネジメント指針」を策定した。教学マネジメントの確立に当たっては、学修者本位の教育への転換という目標に向け、様々な教育改善の取組を有機的に組み合わせて実現する必要があることから、従前のいわゆる「供給者目線」で教育を提供してきた大学がゼロベースで教学マネジメントの確立に向けた取組を進めるには多大な困難が伴うことが予想される。そのため、文部科学省としては、教学マネジメントの確立の観点から全国の大学にとって参考となる先進的な取組事例を収集し、その普及を図ることを目的に、好事例集として取りまとめる。

## 調査方法

教学マネジメントの確立の観点から特徴的な取組を行っている大学を選出し、当該取組と教学マネジメント指針における各プロセスとの対応関係を明らかにしながら、当該取組の具体的な内容を好事例として収集した。

このうち、特徴的な事例を選定し、教学マネジメント指針に関するPR映像の制作を行った。

### 【PR映像あり】

### 【事例集のみ紹介】

- ・立命館大学
- ・筑波大学
- ・桜美林大学
- ・横浜国立大学
- ・国際基督教大学
- ・愛媛大学
- ・山形大学
- ・山梨県立大学
- ・共愛学園前橋国際大学
- ・東京都市大学
- ・北陸大学
- ・関西大学
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構

### ■検討委員名簿■

大森 昭生 共愛学園前橋国際大学 学長  
沖 裕貴 立命館大学教育開発推進機構 教授  
小林 浩 リクルート進学総研 所長  
リクルート「カレッジマネジメント」編集長  
小林 雅之 桜美林大学総合研究機構 教授  
◎日比谷 潤子 学校法人聖心女子学院 常務理事

※五十音順、敬称略。◎は座長

（参考）教学マネジメント指針の事例集について、本調査研究報告書及び事例紹介動画を文部科学省HPに掲載  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html)

58

## ■好事例と教学マネジメント指針との関係整理

好事例として収集した各大学の取組について、教学マネジメント指針におけるI～Vのプロセス及びそこで述べられている取組等との対応関係をマッピングした。

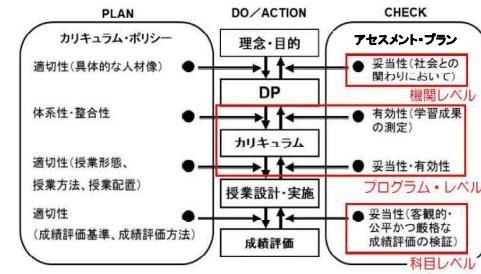
	I	II			III						IV						V		
大学全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
学位プログラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
授業	○						○			○			○						
取組	アセスメントプランの作成	教育目標（ミニタリング）の明確化	カリキュラムマップ・カリキュラムツリーの実施	建学の理念やDPに則したアドバイザー制度の編成	授業科目統合	学期制の見直し	成績評価基準の明確化	GPA制度	学生アンケートの実施	授業評価アンケートの実施	アセスマントテストの実施	ポートフォリオの活用	ループリックの作成	F D・SDプログラム	マネジメント層へのFD・SDの設置	教育支援センター、学修支援センターの設置	教学IR部門、教学マネジメント部門の設置	インター組織対話の情報交換	情報公表におけるネット上の学生データ活用
立命館大学	○						○		○					○					
桜美林大学			○	○					○							○			
国際基督教大学									○	○					○				
山形大学			○								○					○			
金沢工業大学			○		○												○		
筑波大学			○					○									○		
横浜国立大学								○					○						
愛媛大学	○								○				○	○	○				
山梨県立大学	○		○							○									
共愛学園前橋国際大学	○										○	○						○	
東京都市大学						○	○				○	○				○			
北陸大学	○		○		○	○			○			○					○		
関西大学	○								○		○						○		
国立高等専門学校機構			○	○							○				○				

59

## ■事例の紹介例①

### 立命館大学：プログラム・レベルでのアセスメント・プランの作成（Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化）

- 立命館大学では、機関レベル、プログラム・レベル、科目レベルでアセスメント・プランを策定し、検証を行うことを求めている。
- プログラム・レベルでは、策定したアセスメント・プランに則って、大学教育の成果を点検・評価する。各学部・学科は、まず1年間の計画を立て、その中でアセスメント・プランに則り、できるだけ数値化できる目標設定を行う。
- この目標は、目標達成を測る評価指標・評価基準を備え、それに基づき達成度を把握するように設定される。当大学では、このような明確な指標・基準に基づいて目標設定や評価を行う、言わば「評価文化」が根付いてつつある。



### 桜美林大学：カリキュラムマップの策定、履修モデル・アドバイザー指導（Ⅱ授業科目・教育課程の編成・実施）

- 桜美林大学では、大学全体のDPを策定、これに基づいて各学群（学部相当）・専攻プログラム等（学科相当）においてもDPを策定している。これらのDPに則った形で各学群・専攻プログラム等のカリキュラムマップを策定している。
- 上述のようなカリキュラムマップは、学生の履修の目安とはなるが、具体的にどのような科目を履修していった方が良いかなど具体的な資料にはなりにくい。そこで、当大学では、DP及びカリキュラムマップに則った形で、各学群・専攻プログラム等の履修モデルを作成。
- 履修モデルは、学生個々人の志向によっては調整が必要になる。そこで、学生がスムーズに調整が行えるように、アドバイザー制度を活用している。



60

## ■事例の紹介例②

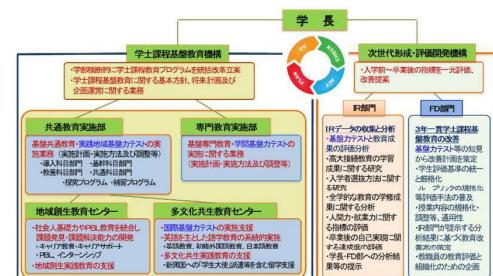
### 国際基督教大学：授業効果調査（Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化）

- 授業効果調査は毎学期の最終回に実施する。本アンケート調査では、自分がどのようにこの授業に取り組んだか（この授業のためにどの程度の勉強をしたか、どのような能力を身につけられたかなど）、また授業そのものに対する評価（この授業に触発されたか、教員の課題に対するフィードバックは適切だったかなど）の設問を設けている。



### 山形大学：次世代形成・評価開発機構IR部門（Ⅳ教学マネジメントを支える基盤）

- 山形大学の次世代形成・評価開発機構は平成28年に設置された学長直下の組織である。これと対になる組織として学士課程基盤教育機構がある。この両組織で大学の教育に係るPDCAサイクルをまわしている。
- 山形大学次世代形成・評価開発機構IR部門には2つのミッションがある。ひとつは、IR（Institutional Research）であり、もうひとつはIE（Institutional Effectiveness）である。IEとは、IR機能を活用して効果検証を行い、大学コミュニティとして継続的改善の循環プロセスを実行することであり、PDCAサイクルをまわすことがミッションである。IRだけを行っていてもその結果が活かせなければ意味がないので、IEを意識した活動を大学全体で推進している。



### 金沢工業大学：ステークホルダー交流会（ステークホルダーウィーク）の実施（Ⅴ情報公表）

- プロジェクトデザイン教育等では、関係者や資金提供者に対して活動報告を行っていたが、同時に学生の出身高校や保護者などに報告範囲を広めていき、現在のステークホルダー交流会に発展。
- 各PJの報告会を実施時期を集約して多くのステークホルダーに多くの学生の発表を見ていただく「ステークホルダーウィーク」として開催。



61

## (1) 質保証システムの見直しに当たっての検討

- 第10期の議論において「質保証システム全体について／質が保証されている大学とは」というテーマに基づき議論。その際にも、設置基準・設置認可審査、認証評価、情報公表に関する意見が出されている。
- これらの意見も踏まえつつ、「客觀性の確保」「透明性の向上」「先進性・先導性の確保（柔軟性）」「厳格性の担保」の観点から各制度を検討した際に考えられる課題や問題点はどのようなことが考えられるか。

62

### ① 大学設置基準・設置認可審査制度

63

# (大学設置基準)

64

## 大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

### ◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜
- 教職協同

### ◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

### ◆第三章 教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 実務家教員の教育課程編成
- 授業を担当しない教員
- 専任教員
- 専任教員数

### ◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

### ◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

### ◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 教員の組織的な研修
- 昼夜開講制

### ◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

### ◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

### ◆第九章 事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織
- キャリア教育体制
- 職員の研修機会等

### ◆第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

- ◆第十章 専門職学科に関する特例◆
- ◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆
- ◆第十二章 國際連携学科に関する特例◆
- ◆第十三章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

### ◆第十四章 雜則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

### 教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）（抄）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、**自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。**

### 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、**知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。**

2 大学は、**その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

## 大学設置基準（第一章 総則）

### （趣旨）

第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

### （教育研究上の目的）

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

### （入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

### （教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

## 大学設置基準（第二章 教育研究上の基本組織）

### (学部)

第三条 大学は、学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適當な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適當であると認められるものとする。

### (学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

### (課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

### (学部以外の基本組織)

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適當な規模内容を有すること。
  - 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
  - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

### (参考) 学校教育法

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。68

## 大学設置基準（第三章 教員組織①）

### (教員組織)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

- 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

### (授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

### (専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)

第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

### (授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

### (専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。69

## 大学設置基準（第三章 教員組織②）

### （専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

### 別表第一 イ 抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇一六〇〇	一〇	二〇〇一四〇〇	六
教育学・保育学関係	三二〇一六〇〇	一〇	二〇〇一四〇〇	六
法学関係	四〇〇一八〇〇	一四	四〇〇一六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇一八〇〇	一四	四〇〇一六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇一八〇〇	一四	四〇〇一六〇〇	一〇
理学関係	一〇〇一四〇〇	一四	一六〇一三二〇	八

### 備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（（2）の表及び別表第二において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする（（2）及び口の表並びに別表第二において同じ。）。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（（2）の表及び別表第二において同じ。）。
- 四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（口の表において同じ。）。
- 五～十二 （略）

### 別表第二

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

70

## 大学設置基準について（第四章 教員の資格①）

### （学長の資格）

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

### （教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

### （准教授の資格）

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

71

## 大学設置基準について（第四章 教員の資格②）

### (講師の資格)

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

### (助教の資格)

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

### (助手の資格)

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

72

## 大学設置基準（第五章 収容定員）

### (収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

73

## 大学設置基準（第六章 教育課程①）

### （教育課程の編成方針）

- 第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

### （連携開設科目）

- 第十九条の二 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる。
- 一 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学
- 二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学
- 2 前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。
- 一 前項第一号に該当する他大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針
- 二 前項第二号に該当する他大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）
- 3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

### （教育課程の編成方法）

- 第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

74

## 大学設置基準（第六章 教育課程②）

### （単位）

- 第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。
- 2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 三 （略）
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

### （参考）単位制度の国際的な接続について

- アジア太平洋大学交流機構(UMAP: University Mobility in Asia and the Pacific)は、域内の共通の単位互換制度として、UMAP 単位互換方式（以下UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme）を開発。
- 2013年5月に開催されたUMAP国際理事会により、以下の「新たな概念」が導入。これにより多くのUMAP参加国並びに参加大学間では、1単位は1単位で単位互換が可能に。（従来は各大学の個別判断に委ねられていた）  
1UCTS=38~48学修時間数とする。  
また、その学修時間数には、13~16時間の授業時間数(academic hour)が含まれる。

### ▼UCTSと他の国・地域の単位(互換)制度との換算表

国／地域	UCTS	アジア	日本	米国	欧州(ECTS)※	英国(CATS)※※
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1単位	1. 5ECTS	3単位
学修量	38~48時間	38~48時間	45時間	45時間	37.5~45時間	ECTSから換算
授業時間	13~16時間	13~16時間	15時間	15時間	—	—

※ECTS—欧州単位互換制度(European Credit Transfer System)

※※英国の3単位は高等教育質保証機構(QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education)が説明している英国と

ECTSとの単位換算原則(2008年)に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度(CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme)を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】以下の国立大学協会HPを参照し作成

<https://www.janu.jp/international/umap-ucts.html>

75

## 大学設置基準（第六章 教育課程③）

### （一年間の授業期間）

第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

### （各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

### （授業を行う学生数）

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

※第二十五条（授業の方法）は次ページ

### （成績評価基準等の明示等）

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

### （教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### （昼夜開講制）

第二十六条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。76

## 大学設置基準（第六章 教育課程④（授業の方法））

### （授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で 履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（参考）平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）（いわゆる「メディア授業告示」）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの

二 每回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

○（参考）平成15年文部科学省告示第43号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）（いわゆる「サテライト告示」）（抄）

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎並びに附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること。
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること。
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること。
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。

## 大学設置基準（第七章 卒業の要件等①）

### （単位の授与）

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

### （履修科目的登録の上限）

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

### （履修科目的登録の上限）

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

### （連携開設科目に係る単位の認定）

第二十七条の三 大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

### （他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

78

## 大学設置基準（第七章 卒業の要件等②）

### （大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

### （入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

### （長期にわたる教育課程の履修）

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

### （科目等履修生等）

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。
- 4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。
- 5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行ふこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

79